## 初。鹿。通《信

第 202 号 令和5年5月吉日

## 顧問先各位

<ご一読推薦者> 経営者 経理担当者 従業員

初鹿会計事務所(認定経営革新等支援機関)

**∓**400−0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL https://www.hatsushika-kaikei.com/

新型コロナウイルス関連情報 https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/

## 中小企業向け「賃上げ促進税制」について ※旧「所得拡大税制」

中小企業向け「賃上げ促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満 たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主 は所得税)から税額控除できる制度です。

併せて、賃上げに取り組む中小企業の生産性向上を支援するため、事業再構築補助金やものづくり 補助金について、大胆な賃上げに取り組む事業者に対し、補助上限や補助率を上乗せする措置を講じ ることを政府が表明しております。

従業員の給与改定をお考えの場合、その一助になればと考えます。

↓詳細PDF

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai/chinnagesokushin04gudebook.pdf

## 各種年度更新のご案内

新年度が始まり、住民税特別徴収額の切替、労働保険の年度更新、そして社会保険の算定基礎届の 提出を要します。

- 住民税特別徴収額の切替 新年度の特別徴収税額通知書は、(市町村毎異なりますが)概ね5月中に届きます。 6月(7月10日(月)納期到来)分より徴収額が変更になります。
- ・労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届の提出

7月10日(月)が期限となります。

1年に1回の手続きで、期限を過ぎてしまうこともありがちな手続きです。

遅滞なくお手続きください。

なお、労働保険、算定基礎届いずれの手続きも弊所にて社会保険労務士が取り扱っております。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。